

### 第3回阿蘇市議会会議録

- 1.平成27年3月6日 午前10時00分 招集
- 2.平成27年3月17日 午前10時00分 開議
- 3.平成27年3月17日 午後0時15分 散会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

#### 出席議員

1 番	立石昭夫	2 番	竹原祐一
3 番	岩下礼治	4 番	谷崎利浩
5 番	園田浩文	6 番	菅敏徳
7 番	市原正	8 番	森元秀一
9 番	河崎徳雄	10 番	大倉幸也
11 番	湯浅正司	12 番	田中弘子
13 番	五嶋義行	14 番	高宮正行
15 番	古澤國義	16 番	阿南誠藏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	井手明廣	20 番	藏原博敏

#### 欠席議員

なし

- 7.地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	宮川清喜
教育長	阿南誠一郎	総務部長	和田一彦
市民部長	佐藤菊男	経済部長	渡邊孝司
土木部長	伊藤繁樹	教育部長	園田羊一
総務課長	高木洋	福祉課長	山口貴生
農政課長	本山英二	建設課長	井八夫
税務課長	藤井栄治	ほけん課長	岩下まゆみ
観光まちづくり課長	吉良玲二	住環境課長	阿部節生
財政課長	宮崎隆	教育委員会教育課長	日田勝也
市民課長	橋本紀代美	人権啓発課長	下村裕二
農業委員会事務局長	田口求	水道課長	丸野雄司
内牧支所長	古閑政則	波野支所長	坂口英昭
会計課長	山口正孝	阿蘇医療センター事務局長	井野孝文
監査委員事務局長	小嶋穂寿美		

## 8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 石 崙 寛 二                      議会事務局次長 若 宮 一 男  
書 記 佐 藤 由 美

## 9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 各常任委員長報告

### 1 総務常任委員長

- ① 議案第10号 阿蘇市行政手続条例の一部改正について
- ② 議案第11号 阿蘇市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について
- ③ 議案第12号 阿蘇市消防団の設置等に関する条例の一部改正について
- ④ 議案第13号 阿蘇市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- ⑤ 議案第14号 阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- ⑥ 議案第15号 阿蘇市地域審議会条例の廃止について
- ⑦ 議案第16号 阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について
- ⑧ 議案第28号 阿蘇市過疎地域自立促進計画の一部変更について
- ⑨ 議案第29号 辺地総合整備計画の一部変更について
- ⑩ 議案第33号 平成27年度阿蘇市一般会計予算について（所管分）
- ⑪ 議案第39号 平成27年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について
- ⑫ 議案第40号 平成27年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について
- ⑬ 議案第41号 平成27年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について
- ⑭ 議案第42号 平成27年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について

### 2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第17号 阿蘇市保育所条例及び阿蘇市子育て支援センター条例の一部改正について
- ② 議案第18号 阿蘇市敬老祝金等給付条例の一部改正について
- ③ 議案第19号 阿蘇市介護保険条例の一部改正について
- ④ 議案第20号 阿蘇市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について
- ⑤ 議案第21号 阿蘇市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- ⑥ 議案第26号 阿蘇市いじめ問題等に関する関係機関連絡会議等設置条例の制定について
- ⑦ 議案第33号 平成27年度阿蘇市一般会計予算について（所管分）

- ⑧ 議案第36号 平成27年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について
- ⑨ 議案第37号 平成27年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について
- ⑩ 議案第38号 平成27年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- ⑪ 議案第45号 平成27年度阿蘇市病院事業会計予算について
- ⑫ 請願第1号 手話言語法制定について国への意見書提出を求める請願
- ⑬ 請願第2号 青少年健全育成基本法の制定を求める請願

### 3 経済建設常任委員長

- ① 議案第22号 阿蘇市特別会計設置条例の一部改正について
- ② 議案第23号 阿蘇市森林のトレイ製作工場条例の廃止について
- ③ 議案第24号 阿蘇市草原情報館の設置及び管理に関する条例の制定について
- ④ 議案第25号 阿蘇市下水道条例の一部改正について
- ⑤ 議案第30号 公有財産（原野）の旧慣使用の変更について
- ⑥ 議案第31号 公有財産（原野）の旧慣使用の変更について
- ⑦ 議案第32号 団体営土地改良事業（小倉地区）の施行について
- ⑧ 議案第33号 平成27年度阿蘇市一般会計予算について（所管分）
- ⑨ 議案第34号 平成27年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について
- ⑩ 議案第35号 平成27年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について
- ⑪ 議案第43号 平成27年度阿蘇市土地改良事業特別会計予算について
- ⑫ 議案第44号 平成27年度阿蘇市水道事業会計予算について

## 10. 追加議事日程

### 開議宣告

### 議事日程の報告

#### 追加日程第1 提案理由の説明

追加日程第2 議案第46号 平成26年度阿蘇市一般会計補正予算について

追加日程第3 同意第2号 副市長の選任について

追加日程第4 同意第3号 教育長の任命について

追加日程第5 発委第1号 「手話言語法」制定を求める意見書（案）

## 午前 10 時 00 分 開議

### 1 開議宣告

○議長（藏原博敏君） 皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員は 20 名であります。

従いまして、定足数に達しておりますので、平成 27 年第 3 回阿蘇市議会定例会をこれより開会致します。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

今期日程等につきましては、これより議会運営委員長、古木孝宏君が報告を致します。

議会運営委員長、古木孝宏君。

○議会運営委員長（古木孝宏君） おはようございます。

議会運営委員会の報告を致します。

本日、午前 9 時 30 分より、一般質問等の取扱いにつきまして、議会運営委員会を開催致しました。その経過と結果について、ご報告を致します。

今期一般質問の通告者は、11 名予定されております。

従いまして、一般質問を 3 月 18 日、19 日の 2 日間にかけて行う事に決定を致しました。

なお、3 月 18 日は 1 番から 6 番まで、19 日は 7 番から 11 番までと致しましたので、皆様方のご協力をお願い致します。

次に、執行部より追加議案がありました。

また、委員会発議によりまして追加議案の提出がありましたので、追加議案につきましてはこちらから行われます各常任委員長報告の採決の後、日程に追加して議題とすることに致しました。

また、追加議案の審議につきましては、委員会付託を省略しまして採決することと致しました。

最後になりますが、本日の議会散会後は、全員協議会を開くことに致しましたので、ご出席の程よろしくお願い致します。

以上で報告終わります。

○議長（藏原博敏君） 会期日程等につきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおりであります。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

従って、会期日程等につきましては、委員長報告のとおり決定を致しました。

それでは、日程に従いまして議事を進めてまいります。

## 日程第1 各常任委員長報告

### 1 総務常任委員長報告

- ①議案第10号 阿蘇市行政手続条例の一部改正について
- ②議案第11号 阿蘇市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について
- ③議案第12号 阿蘇市消防団の設置等に関する条例の一部改正について
- ④議案第13号 阿蘇市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- ⑤議案第14号 阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- ⑥議案第15号 阿蘇市地域審議会条例の廃止について
- ⑦議案第16号 阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について
- ⑧議案第28号 阿蘇市過疎地域自立促進計画の一部変更について
- ⑨議案第29号 辺地総合整備計画の一部変更について
- ⑩議案第33号 平成27年度阿蘇市一般会計予算について（所管）
- ⑪議案第39号 平成27年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について
- ⑫議案第40号 平成27年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について
- ⑬議案第41号 平成27年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について
- ⑭議案第42号 平成27年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第1、各常任委員長報告を行います。

先日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を致しました、議案第10号「阿蘇市行政手続き条例の一部改正について」他13件を議題と致します。

総務常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長、湯淺正司君。

○総務常任委員長（湯淺正司君） おはようございます。

総務常任委員会委員長報告をさせていただきます。

今期3月定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は、議案14件であります。3月11日午前10時から委員会を開催し審査を行いましたので、その審議の経過と結果についてご報告致します。

最初に、議案第10号「阿蘇市行政手続条例の一部改正について」の審査を行いました。

総務課長より、「本案は、行政手続法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものです。」との補足説明があり、審議の結果、原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

次に、議案第11号「阿蘇市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」を審査を行いました。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に規定する特定個人情報保護評価書に記載された特定個人情報ファイルの取り扱いに関し、意見を述べることを加えるため、本条例の一部を改正するものであり、特に質疑・意見はなく、原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

続きまして、議案第 12 号「阿蘇市消防団の設置等に関する条例の一部改正について」であります。

総務課長より「本案は、消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものです。本来であれば、平成 18 年に消防組織法が改正された際、本条例も改正すべきでしたが、漏れておりましたので、今回の議会において改正させていただくものです。」との補足説明がありました。

審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

続きまして、議案第 13 号「阿蘇市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について」審査を行いました。

委員より「消防団員の資格のなかに、『年齢 18 歳以上の者』とあるが、高校生でも十分にやっていけるというような認識を持っているが、資格を拡大して、もっと協力していただけないものかと考えている。」との意見があり、総務課長より「消防団の充実・強化に向けた当面の取り組み事項の中に、学生であれば大学生まで働きかけなさいといったことが規定されております。ただ、高校生については、年齢的にも 18 歳以下ということもあり、まず、消防団に勧誘することよりも、防災教育を進めるなかで、今後、消防団の必要性というものを進めていくべきではないかと考えます。今のところ、国のほうも高校生までは言及しておりません。」との答弁がありました。

審議の結果、原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

続きまして、議案第 14 号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」審査を行いました。

委員より「住居手当の廃止について、経費の削減ができるということはいいことだと思う。これから高齢化が進み社会保障費等で、もっと予算が必要になる。今後もしっかり、経費削減していただきたい。」との意見がありました。

審議の結果、原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

続きまして、議案第 15 号「阿蘇市地域審議会条例の廃止について」審査を行いました。

本案は、特に質疑・意見はなく、原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

続きまして、議案第 16 号「阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について」審査を行いました。

委員より「今回、非常に高い率で上がっていることに懸念を持っている。18 年度に改定して今回 9 年ぶりということだが、こういう事態になる前に、もっと早く手を打つべきではなかったのか。」との質疑があり、税務課長より「平成 24 年頃、改正が必要な時期を迎えた頃に災害が発生し、被保険者の方に負担をかけるわけにもいかないということから、改正を先送りにした背景もあります。それと、一人当たりの医療費が膨大になった原因の一つに、最近の医療技術の革新等が、医療費拡大に繋がっているとも聞いております。」との答弁がありました。

また、別の委員より「今回の税率改正は、基金残高がほぼゼロという状況のなかで致し方ないと思うが、市民の方からはなかなか理解は得られにくいと思う。災害で改正の時期を先

送りしたことや、医療費の急激な増加など、この現状を市民にわかっていただくことが大事ではないか。また基金を何とか元に戻す方法を、関係課と協議していく必要があるのではないか。」との意見がありました。それに対し、総務部長より「合併当初は、各町村が基金を持ち寄っていました。その基金があったことから、『お金は余っているのになぜ税率を上げるのか。』との意見もあり、国保審議会では、税率改正について先送りした経緯があります。また、一人当たりの医療費が平成 24 年度では、概ね 31 万円だったのが、平成 26 年度では、38 万円まで上がっており、医療費全体が非常に高くなってきているという現状があります。本来、基金は、もしものときのための備えというものが基本的な考え方ですが、最近の急激な医療費の増加により、基金を使い果たしてしまったということです。今回の税率改正は 10%ですが、実際、10%の上げ率では、基金の積立分も含めると足りない状況ですが、国からの交付金等も考慮して、今回はこの税率でいき、これまでの経緯等も含め、方法やチラシ等を通じて、十分に周知し、ご理解いただくような措置を取っていきたいと考えています。」との答弁がありました。

また、別の委員より「熊本県の平均医療諸費と阿蘇市の平均医療諸費に格段の差があるが、この要因は果たしてどこにあるのか。また、今回の税制改正の上昇ベースで、果たして何年もつのか。今回改正して、また来年ということになると、市民から不信感をかうことになるのではないか。」との意見・質疑があり、総務部長より「医療の高い要因については、阿蘇市は糖尿病や高血圧等の患者が多いと聞いています。検診の受診率は県下の平均より高いのですが、医療費の減少には転じておらず、成果がまだ出てきていない状況です。また、税率改正については、今回上げて、またすぐに来年もといったことはないと思います。ただ、数年後には、熊本県が主体となって国保が県下一律に統一されるというような方向が決まっています。一般会計から補填してはどうかという意見も聞かれますが、いまのところ、阿蘇市では、あくまでも受益者の負担が原則であるということでやっています。しかしながら、今後はこのような現状を考慮し、あらゆる方向で検討していく必要があると感じています。」との答弁がありました。

別の委員より「24年に災害が起きて、税率改正が出来なかったことも理解できないわけではないが、やはりその時に議会等にこの問題を諮っておくべきだったと思う。従って、今回は、高い税率を上げるのではなく、特例として一時的にでも一般会計から負担すべきだと思う。一度にこれだけの税率を上げることに賛成できない。」との意見がありました。

このような審議を経て、挙手による採決を行いました。

その結果、原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

続きまして、議案第 28 号「阿蘇市過疎地域自立促進計画の一部変更について」を審査を行いました。

本案は、特に質疑・意見なく、原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

続きまして、議案第 29 号「辺地総合整備計画の一部変更について」であります。本案も特に質疑・意見もなく、原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

続きまして、議案第 33 号「平成 27 年度阿蘇市一般会計予算について」主なものについて

申し上げます。

内牧支所費について、委員より「総合センターの植栽維持管理業務委託料や清掃委託料だが、委託先はどこか。」との質疑があり、内牧支所長より「総合センター植栽維持管理の業務委託については、入札により造園業者に委託しています。清掃等業務委託に関しては、多目的広場では主にランドゴルフをされておりますが、そちらの除草作業等を内牧区長会にお願ひしています。また、総合センター清掃管理及び設備点検業務ですが、内牧支所や保健センター、改善センターや図書館等の建物の清掃・維持管理を、入札により清掃業者に委託しています。」との答弁がありました。

次に税務課の予算について、委員より「地籍調査が最終的に終了するのは何年後の見込みか。」との質疑があり、税務課長より「現在、波野地区 2.5k㎡のペースで進めています、この計算でいきますと後 20 年。阿蘇市全体でいきますと後 30 年ほどかかる見込みです。」との答弁がありました。これに対し、委員より「それほどの長い期間を見込んでいて、このままでいいのかと考える。それなりの予算要求、或いはそういった計画を進める必要があるのでは。」という意見・質疑があり、総務部長より「この地籍調査については、24 年の災害後に、境界がはっきりせず、工事に着工するまでに非常に時間がかかったという経緯があります。そういった現状を踏まえましても、なるべく早く終わらせたいとの考えはあります。ただ、財政的な部分や職員の人員を考えると、すぐに増やすということは難しいですが、今後、市としてもこの問題点を早く解決し、進捗率を高めていきたいと考えています。」との答弁がありました。

また別の委員より「滞納繰越の内訳だが、滞納者に関しては固定化されているのも少なくないのではと懸念している。そういった部分の改善策は。」との質疑があり、税務課長より「滞納繰越分については、高額な市税を長期に亘って滞納という案件も多くあることから、県や阿蘇郡市の徴収吏員による併任徴収も行っており、高額滞納者、長期滞納者の案件ごとに勉強会をして対策を考えており、徴収計画を進め、滞納額の減少に努めていきたいと考えています。」との答弁がありました。

次に総務課の予算についてであります。

委員より「人件費関連だが、合併後 10 年経過した今、職員の適正人員はどれくらいか。」との質疑があり、人事課長より「全国の定員管理調査からいきますと、類似団体と比較して、まだ 20～30 名ほど多いということになります。阿蘇市としてもかなり削減してきてはいますが、業務量も増えてきており、これ以上削減できるのかと悩んでいるところですが、財政規模面から申しますと、まだ若干の削減が必要ではないかというところでは。」これに対し、議員より「削減も大事だが、それにより阿蘇市の行政サービスが低下しないよう、そこは精査しながらやっていただきたい。」との意見がありました。

このような審議を経て、挙手による採決を行いました。

その結果、原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

次に、議案第 39 号「平成 27 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について」であります。

審議の結果、原案のとおり可決すべきものと決定致しました。



続きまして、議案第 40 号「平成 27 年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について」であります。

委員より「今回、上水道に移行されるとのことだが、長年の懸案だったこともあり、非常にいいことだと思う。その上水道の加入手数料だが、個人負担ではなく、財産区の負担でされるのか。また、古城財産区の場合、今回は限定された地区の加入だが、今回加入されていない地区の方が、将来、加入される場合は、その加入手数料は財産区での負担でできるのか。」との質疑があり、財政課長より「上水道の加入負担金につきましては、財産区の管理委員会のなかで決められたことですが、今回の三野地区の約 140 軒の分につきましては、財産区の中で負担するということになっています。また、古城の残りの地区につきましては、現在のところ、加入の予定はございません。また、古城財産区は、災害がありましたので、現在、基金残高がゼロとなっております。将来的なことも踏まえ、計画的に基金を積み立てて、今後また加入するということになれば、また財産区の中から負担するかたちになると思われま

す。」との答弁がありました。

審議の結果、原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

続きまして、議案第 41 号「平成 27 年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について」審査を行いました。

本案は特に意見・質疑はなく、原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

続きまして、議案第 42 号「平成 27 年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について」審査を行いました。特に質疑・意見はなく、原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

以上で、総務常任委員会に付託されました案件についての報告を終わります。

なお、総務常任委員会と致しましては、閉会中の審査、調査の申し出をすることに決定致しましたことをご報告申し上げ、委員長報告と致します。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

これより、総務常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより議案第 33 号「平成 27 年度阿蘇市一般会計予算について」を除き、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 33 号を除く他の案件について採決を致します。

まず、議案第 10 号「阿蘇市行政手続条例の一部改正について」採決を致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

よって議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号「阿蘇市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」採決を致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

よって議案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号「阿蘇市消防団の設置等に関する条例の一部改正について」採決を致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

よって議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号「阿蘇市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について」採決を致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

よって議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」採決を致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

○議長（藏原博敏君） はい、2番議員、竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 2番議員、竹原です。

職員給料の住居手当3,500円ですかね、それを削減するという意見には反対致します。

反対理由は、先の本会議の方で述べさせていただきましたので省略を致します。

○議長（藏原博敏君） 委員長の答弁は必要ありませんか。

○2番（竹原祐一君） はい。

○議長（藏原博敏君） それでは、異議がありますので、議案第14号は、採決によって決定をしたいと思います。

起立により採決を致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は起立を願います。

〔起立多数あり〕

○議長（藏原博敏君） はい、ありがとうございました。

起立多数、よって議案第 14 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 15 号「阿蘇市地域審議会条例の廃止について」採決を致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

よって議案第 15 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号「阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について」採決を致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

3 番、岩下礼治君。

失礼しました。

議案第 16 号に対しましては、異議がありますので、採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は起立を願います。

〔起立多数あり〕

○議長（藏原博敏君） 起立多数です。

よって議案第 16 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 28 号「阿蘇市過疎地域自立促進計画の一部変更について」採決を致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

よって議案第 28 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 29 号「辺地総合整備計画の一部変更について」採決を致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

よって議案第 29 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮り致します。

議案第 39 号から議案第 42 号までを一括してお諮りしたいと思いますが、これに御異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

それでは、議案第 39 号「平成 27 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算」、議案第 40 号「平成 27 年度阿蘇市古城財産区特別会計予算」、議案第 41 号「平成 27 年度阿蘇市中通財産区特別会計予算」、議案第 42 号「平成 27 年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算」について、一括して採決を致します。

議案第 39 号から議案第 42 号までの委員長の報告は、可決であります。

議案第 39 号から議案第 42 号までについて、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 39 号から議案第 42 号までは、委員長の報告のとおり可決されました。

## 2 文教厚生常任委員長

- ①議案第 17 号 阿蘇市保育所条例及び阿蘇市子育て支援センター条例の一部改正について
- ②議案第 18 号 阿蘇市敬老祝金等給付条例の一部改正について
- ③議案第 19 号 阿蘇市介護保険条例の一部改正について
- ④議案第 20 号 阿蘇市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について
- ⑤議案第 21 号 阿蘇市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- ⑥議案第 26 号 阿蘇市いじめ問題等に関する関係機関連絡会議等設置条例の制定について
- ⑦議案第 33 号 平成 27 年度阿蘇市一般会計予算について（所管分）
- ⑧議案第 36 号 平成 27 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について
- ⑨議案第 37 号 平成 27 年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について
- ⑩議案第 38 号 平成 27 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- ⑪議案第 45 号 平成 27 年度阿蘇市病院事業会計について
- ⑫請願第 1 号 手話言語法制定について国への意見書提出を求める請願
- ⑬請願第 2 号 青少年健全育成基本法の制定を求める請願

○議長（藏原博敏君） 次に、文教厚生常任委員会に付託いたしました、議案第 17 号「阿蘇市保育所条例及び阿蘇市子育て支援センター条例の一部改正について」他 12 件を議題と致します。

文教厚生常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、古澤國義君。

○文教厚生常任委員長（古澤國義君） おはようございます。

文教厚生常任委員会委員長報告を致します。

今期定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました案件は議案 11 件、請願 2 件であります。3 月 12 日午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審議の経過と結果についてご報告致します。

最初に、議案第 17 号「阿蘇市保育所条例及び阿蘇市子育て支援センター条例の一部改正について」であります。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

続きまして、議案第 18 号「阿蘇市敬老祝金等給付条例の一部改正について」であります。

委員より「100 歳で敬老祝金、翌年 101 歳で敬老記念品、その翌年も敬老記念品ということで、100 歳を超えたら毎年記念品をもらえるということなのか。」という質疑があり、福祉課長より「ご質問のとおり、100 歳到達時にお祝金、その翌年から 1 歳年を追うごとに記念品を寄与するものです。」という答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

続きまして、議案第 19 号「阿蘇市介護保険条例の一部改正について」であります。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

続きまして、議案第 20 号「阿蘇市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について」であります。

ほけん課長より「第 3 次地方分権一括法により、これまで国で定めていたものを市の条例として定めるものであります。」との補足説明があり、審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

続きまして、議案第 21 号「阿蘇市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について」であります。

ほけん課長より、「議案第 20 号と同様に、第 3 次地方分権一括法により、これまで国で定めていたものを市の条例として定めるものであります。」との補足説明があり、審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

続きまして、議案第 26 号「阿蘇市いじめ問題等に関する関係機関連絡会議等設置条例の制定について」であります。

教育部長の補足説明の後、委員より「県内で 6 市町村しか制定していない状況下で、阿蘇市が取り組もうという理由は。また、いじめを把握しているのか。」という質疑があり、教育長より「2 年前にいじめ対策推進法ができて、各自治体で基本方針を定めております。本市でいじめが多くなっているということではありません。逆に、子どもたちが自分たちで話し合い、いじめゼロ宣言ということもやっており、成果があがっていると思われま。しかしながら、万が一の場合も想定し、準備をしておくということで啓発にも繋がるということもあり、この条例を制定するものです。」という答弁がありました。

これに対し、委員より「条例制定だけでなく、子どもたちが対応できるような、子どもたちが強くなるような教育現場での先生方の指導力を向上させていただきたい。」という意見がありました。

また、別の委員より「いじめ問題に対する教育が図られていると思ってよいのか。」という質疑があり、教育長より「子どもたちが、学校に来て良かったと思える、みんなで助け合って授業が出来る、部活動が出来る、みんなが満足できるような明るい学校を造るということを校長会ではいつも話しております。学校内での取り組みだけでなく、学校応援というかたちで保護者や地域の方々にご協力いただき、教師では判らない部分もありますので、総合して、いじめ問題だけでなく、子どもたちが伸び伸びと明るく育つような手だてを執っております。」という答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

続きまして、議案第 33 号「平成 27 年度阿蘇市一般会計予算について」であります。

まず、教育課所管分について審査を行いました。

委員より「電子黒板導入費について、これは本年度導入したものと同じものか。それと台数は。」という質疑があり、教育課審議委員より「次年度導入を考えております機器につきましては、極力、操作性等も含め、同じものをと考えており、小学校が 32 台、中学校が 11 台を予定しております。」という答弁がありました。

委員より「アゼリアの駐車場の件だが、委託料が組んであるが、その理由は。」という質疑があり、社会体育係長より「駐車場の地権者 3 名中 1 名の方に借地をお返しするにあたり、今後も駐車場として借り受ける部分とお返しする部分の境界を確定するための委託料として、今回計上しております。」という答弁がありました。

また、別の委員より「閉校実行委員会の補助金だが、3 校同額なのか。」という質疑があり、学務 2 係長より「補助金の算定基準につきましては、均等割りとは規模割りということで、均等割りは 3 校とも同一で、規模割りについては、児童数に合わせた金額になっております。」という答弁がありました。

また別の委員より「公民館活動費だが、今後については再考の余地はないか。」という質疑があり、社会教育係長より「公民館活動の中で、更にいろんな活動がしたいという要望があれば、事務局として前向きに予算確保に取組みたいと思います。」という答弁がありました。

次に、市民課所管分について審査を行いました。

委員より「マイナンバーのカード発行だが、全てをカード発行会社に委託するのか。」という質疑があり、市民課長より「この事務をするには 24 時間コールセンターを設けることが必須になっており、市単独ではコールセンターを抱えることは経費的に難しいということで、地方公共団体情報システム機構のほうに委任するという事になっております。全国的にほとんどの市町村が委任という状況で、負担金については国から割振りをしてきているところ。」という答弁がありました。

また、別の委員より「生活困窮者自立支援だが、これは生活保護扶助費を減らすためのものか。」という質疑があり、課長より「生活保護になる手前で、自立に向けた支援をするもの。」という答弁がありました。

で、結果的には生活保護費を軽減することに繋がるものであると思います。」という答弁がありました。

次に、人権啓発課所管分について審査を行いました。

委員より「修繕料だが、今年はどこを修繕するのか。」という質疑があり、カルデラASO所長より「昨年は、西井出集会所の瓦を、今年度は内部の壁を修理するものです。経年劣化が激しくなり、かなりの修理が必要になってくると思われます。」という答弁がありました。

次に、福祉課所管分について審査を行いました。

委員より「老人ホームの件だが、どうなっているのか。」という質疑があり、福祉課長より「民設民営化の方針を堅持しつつ、阿蘇市独自の補助制度を検討するようにとの運営審議会の答申を受け、福祉課の方で財政課と協議のうえ、要綱作成をしているところです。」という答弁がありました。

別の委員より「生活保護に関して、市民の見方が非常に厳しいものになっている。生活の状況、就労できるか否かなど、十分精査していただきたい。」という意見がありました。

次に、ほけん課所管分について審査を行いました。

委員より「高齢者住宅改造助成金だが、限度額は。」という質疑があり、ほけん課長より「限度額については70万円ですが、まず介護保険の住宅改修の20万円を使って、それをさらに超えるというのが条件で、補助率は所得要件により変わります。」という答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

続きまして、議案第36号「平成27年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について」であります。

委員より「平均的な家庭で、どの程度保険税の値上げになるのか。」という質疑があり、国保・年金係長より「税率改定に際して、いろいろなケースを想定し試算をしております。その中で、例えば所得が200万円の3人所帯であれば、現状と比して4万2,770円、その他に65歳以上の年金生活単身世帯で7割軽減に該当される方の場合1,290円、同じく単身者5割軽減に該当される場合9,920円、2割軽減に該当される場合は1万6,460円というような試算が出ております。」という答弁がありました。

また、別の委員より「保険税の値上げで総額としては、どの程度上がるのか。また、最高額はいくらになるのか。」という質疑があり、係長より「今回の試算に関しては、現状の調定額に対し10%程度補うかたちであり、現状26年中の申告中でもあり、確実なことは言えませんが、いろいろな条件を加味して6,000万円程度見込んでおります。上限額については現状81万円を85万円とすることになります。」という答弁がありました。

また別の委員より「国保税の納付状況は。」という質疑があり、係長より「前年度分はまだ出ておりませんので、25年度分の実績で92.48%です。」という答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

続きまして、議案第37号「平成27年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について」であります。

委員より「保険料が、4,000円から5,200円に上がるということだが、上げ幅の縮小は出

来ないのか。」という質疑があり、ほけん課長より「これまで保険料は4,600円必要だったのですが、繰越金等の充当により出来るだけ負担増にならないように4,000円に抑えていたものです。5,200円の根拠としましては、人口は減っているのに高齢者の方は増えており、これから3年間で必要な基準額になります。」という答弁があり、これに対し別の委員より「介護保険料の所得要件での上げ幅は。」という質疑があり、ほけん課長より「保険料の段階をこれまでより3段階多く設けまして、第1段階から第9段階までに細分化しております。基準が第5段階で5,200円になり、第1段階は半分程度の金額に、逆に6段階以上の方は5,200円以上に高くなります。」という答弁があり、補足として市民部長より「5段階が基本で、5,200円、1から4段階までが軽減を受けられる方、6から9段階までの方が5,200円より高くなります。個々の所得要件によって変わります。」という答弁がありました。

更に補足として、課長より「今まで説明致しましたのは、65歳以上の介護保険第1号被保険者の保険料でありまして、40歳から65歳未満の方には第2号被保険者になります。団塊の世代の方々が65歳を超えられ、第2号被保険者の負担が大きくなるため、介護保険給付費の財源割合が1号では1%引き上げられ、2号では1%引き下げられ、次世代の格差を是正する措置も保険料に反映してます。」という答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

続きまして、議案第38号「平成27年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について」であります。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

続きまして、議案第45号「平成27年度阿蘇市病院事業会計予算について」であります。

まず、阿蘇医療センター事務局長より、昨年より経営統合している波野診療所分の予算等についての補足説明があり、委員より「予算書上に波野診療所分を括弧書きで示すとか、本会議でも分かり易いようにすべきではないか。」という質疑があり、事務局長より「決算報告の中では、別途資料というかたちで報告させていただきます。」という答弁がありました。

また、委員より「4月から常勤医師が4名増えると聞いているが、診療科目は。」という質疑があり、事務部長より「今の段階で確定していませんが、一般的には消化器内科を担当している医師でも一般内科を担当できますし、一般外科を担当しながら消化器外科にも対応するといった、ある程度幅広く内科も外科も対応できる体制になると思っております。」という答弁がありました。

別の委員より「患者数を過度に多く見積もって予算計上しているのでは。」という質疑があり、事務部長より「4月から常勤医増員による診療体制等を広報等で周知することで、外来患者数、入院患者数とも増えると見込んでおり、そういう予測で予算を計上しております。」という答弁がありました。

これに対して別の委員より「地方公営企業法の全適になって1年、診療体制も充実してくるこの時がチャンスだと思う。十二分に広報活動を行っていただきたい。」という意見があり、事務局長より「いろんな誤解、不評を払拭するように正確な情報を市民の皆様にお知らせし、健全な病院経営に繋がるよう努力してまいります。」という答弁がありました。



以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

続きまして、請願第1号「手話言語法制定について国への意見書提出を求める請願」についてであります。

事務局長より「県内の採択状況としては、14市のうち9市が、町村におきましては31町村のうち15町村が採択しております。全国では、790市のうち738市が、920町村のうち796町村が採択となっております。」との補足説明があり、審議の結果、本請願は採択すべきものと決定致しました。

続きまして、請願第2号「青少年健全育成基本法の制定を求める請願」についてであります。

議会事務局長より「昨年12月の時点で市議会として3市、町村議会では4町村採択されており、1市において継続審査となっている状況です。」という説明があり、委員より「請願者が個人名だが、どういった団体なのか。」という質疑があり、事務局長より「熊本フォーラムという会に所属されておりますが、まだインターネット上での検索は出来ません。」という答弁がありました。

別の委員より「審査するには資料が少なすぎるので、継続審査とした場合、教育委員会としては資料収集は出来るか。」という質疑があり、教育課長より「青少年健全育成基本法の趣旨については、十分理解できる内容でありますし、国の法律として制定される方向で考えております。組織的には、青少年健全育成協議会が阿蘇市にも設置されており、そのあたりの動きも確認したうえで、また県内だけでなく、青少年健全育成条例を制定しています他県の動向も調査したうえで、資料を用意したいと思えます。」という答弁がありました。

以上のような審議の結果、本請願は継続審査とすべきものと決定しました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、文教厚生常任委員会と致しましては、閉会中の審査・調査の申し出をすることを決定しましたのでご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 以上で、文教厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより、文教厚生常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） 先ほど私、若干あのご指示を間違ってしまったので、ここで36号についての、健康保険税についての話を若干させていただきたいと思えます。

私は、健康診断が充実している中で、健康保険税が高いという現状、そして更に追い打ちをかけるように突如として、一気に9%、10%の改定が納得できないわけであります。

このような事態というのは、市としては予測できたと思えますし、地ならしが必要であったと思ってます。消費税の増税同様に、事前の周知と激変緩和措置が必要であったと思ってます。

3年までの改定時を逸したことは残念でありませんが、激変緩和措置と一般会計からの補填を行いながら、毎年3%程度、3年をかけて近づけていくような方法がよかろうかと、そう

しなければ市民が理解できないかと思われます。

政権が持たないんじゃないかなという思いがしております。

基金が一定額を下回った段階から、早期に諮問、答申を行って、最低でも半年前には市民に周知して軟着陸をさせるといった丁寧な対応が必要だったという思いがしています。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 岩下議員、宜しいでしょうか。

○3番（岩下礼治君） それじゃあ、私のお話に対して、委員長の考えをお聞きしたいと思えます。

○議長（藏原博敏君） ちょっと申し上げます。岩下議員。

阿蘇市の議会運営条例の申し合わせ事項の第 41 号の中に、「委員長報告及び少数意見報告に対する質疑は、審査の経過と結果に対する質疑にとどめます。」ということが謳われておりますので、それ以外の質疑はお控えいただきたいと、審査の経過と結果に対しては、今、委員長から報告のあったとおりですので、宜しくお願い致します。

他に質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他にないようですので質疑を終わります。

これより、議案第 33 号「平成 27 年度阿蘇市一般会計予算について」を除き、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 33 号を除く他の案件について採決を致します。

まず、議案第 17 号「阿蘇市保育所条例及び阿蘇市子育て支援センター条例の一部改正について」採決を致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

よって議案第 17 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 18 号「阿蘇市敬老祝金等給付条例の一部改正について」採決を致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

よって議案第 18 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号「阿蘇市介護保険条例の一部改正について」採決を致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

よって議案第 19 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 20 号「阿蘇市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について」採決を致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

よって議案第 20 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 21 号「阿蘇市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について」採決を致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

よって議案第 21 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 26 号「阿蘇市いじめ問題等に関する関係機関連絡会議等設置条例の制定について」採決を致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

よって議案第 26 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 36 号「平成 27 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について」採決を致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

よって議案第 36 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 37 号「平成 27 年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について」採決を致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

よって議案第 37 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 38 号「平成 27 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について」採決を致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

よって議案第 38 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 45 号「平成 27 年度阿蘇市病院事業会計予算について」採決を致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

よって議案第 45 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第 1 号「手話言語法制定について国への意見書提出を求める請願」について採決を致します。

この採決は、起立によって行います。

この請願に対する委員長報告は、採択であります。

お諮り致します。

この請願第 1 号を採択することに賛成の方は、起立を願います。

〔起立多数あり〕

○議長（藏原博敏君） 起立多数です。

請願第 1 号は採択することに決定致しました。

次に、請願第 2 号「青少年健全育成基本法の制定を求める請願」について採決を致します。

この採決は、起立によって行います。

この請願に対する委員長報告は、継続審査であります。

お諮り致します。

この請願第 2 号を採択することに賛成の方は、起立を願います。

〔起立少数あり〕

○議長（藏原博敏君） 起立少数です。

次に、請願第 2 号を継続審査とすることに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数あり〕

○議長（藏原博敏君） 起立多数です。

従って、請願第 2 号は、継続審査とすることに決定致しました。

お諮り致します。

暫時休憩をしたいと思います、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、暫時休憩を致します。

午前 11 時 09 分 休憩

午前 11 時 19 分 再開

### 3 経済建設常任委員長

- ①議案第 22 号 阿蘇市特別会計設置条例の一部改正について
- ②議案第 23 号 阿蘇市森林のトレイ製作工場条例の廃止について
- ③議案第 24 号 阿蘇市草原情報館の設置及び管理に関する条例の制定について
- ④議案第 25 号 阿蘇市下水道条例の一部改正について
- ⑤議案第 30 号 公有財産（原野）の旧慣使用の変更について
- ⑥議案第 31 号 公有財産（原野）の旧慣使用の変更について
- ⑦議案第 32 号 団体営土地改良事業（小倉地区）の施行について
- ⑧議案第 33 号 平成 27 年度阿蘇市一般会計予算について
- ⑨議案第 34 号 平成 27 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について
- ⑩議案第 35 号 平成 27 年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について
- ⑪議案第 43 号 平成 27 年度阿蘇市土地改良事業特別会計予算について
- ⑫議案第 44 号 平成 27 年度阿蘇市水道事業会計予算について

○議長（藏原博敏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

経済建設常任委員会に付託致しました、議案第 22 号「阿蘇市特別会計設置条例の一部改正について」他 11 件を議題と致します。

経済建設常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長、高宮正行君。

○経済建設常任委員長（高宮正行君） 経済建設常任委員会の報告を致します。

今期 3 月定例会において、経済建設常任委員会に付託されました案件は 12 件であります。3 月 13 日午前 10 時から委員会を開催致しましたので、その審議の経過と結果について、ご報告申し上げます。

最初に、議案第 22 号「阿蘇市特別会計設置条例の一部改正について」であります。

本案は特に質疑・意見もなく、原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

次に、議案第 23 号「阿蘇市森林のトレイ製作工場条例の廃止について」であります。

委員より「廃止後の建物の利用について、何か考えているのか。」との質疑に対し、観光まちづくり課長より「遊雀小学校跡地であり、地域の方が利用することで考えている。」との答弁があり、本案は原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

次に、議案第 24 号「阿蘇市草原情報館の設置及び管理に関する条例の制定について」であ

ります。

委員より「施設の運営費用はどの程度かかるのか、また草原学習館と草原情報館は、それぞれどのように管理を行うのか。」との質疑に対し、観光まちづくり課長より「草原学習館については環境省の施設であり、今回の施設管理条例は阿蘇市が建設を行った草原情報館の部分であり、管理方法はグリーンストックに委託を行いたいと考えております。また、施設の管理費は、年間約700万円を見込んでいます。」との答弁がありました。

以上のような審議を経て、本案は原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

次に、議案第25号「阿蘇市下水道条例の一部改正について」であります。

委員より「基準値のカドミウム及びその化合物が改正されるが、どのような性質のものか。」との質疑に対し、住環境課長より「カドミウムは人体にとって有害で、亜鉛の精錬時に回収され電池やメッキの材料などに使われますが、阿蘇市管内ではそれを取り扱う事業所はありません。」との答弁がありました。

以上のような審議を経て、本案は原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

次に、議案第30号「公有財産（原野）の旧慣使用の変更について」であります。

本案は、特に質疑・意見もなく、原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

次に、議案第31号「公有財産（原野）の旧慣使用の変更について」であります。

本案につきましても、特に質疑・意見はなく、原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

次に、議案第32号「団体営土地改良事業（小倉地区）の施行について」であります。

本案も、特に質疑・意見はなく原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

次に、議案第33号「平成27年度阿蘇市一般会計予算について」であります。

まず、建設課の予算について審査を致しました。

委員より「河川事業費の委託料の測量業務の内容についての説明を。」との質疑に、建設課長から「内牧地区は、古川の河川、下り山地区の2ヶ所で浸水被害が起きるため、根本的な解消の方法を新年度から専門業者に調査を委託するものであります。」との答弁がありました。

また別の委員から「道路新設改良費、市立病院線の昨年度との合計額は、また工事に伴う排水処理については大丈夫なのか。」との質疑に対し、建設課長から「事業費は、総額で5億6,000万円を見込んでおり、概算で用地買収費9,000万円、建物補償費3億8,000万円、工事請負費9,000万円を見込んでおります。また、排水処理については、区長、関係者とも確認をしまして、被害が出ないように万全を期したいと思います。」との答弁がありました。

また、委員より「橋梁の点検業務については、5年間ですべてを行うのか。また、点検後の補修が必要になればどのような対応をするのか。」との質疑に、建設課長から「法改正が昨年あり、橋梁については5年に1回点検を行わなければならなくなり、阿蘇市内にある503橋の橋を年間約100橋程度点検を行うこととなります。また、補修が必要であれば補助金を充てながら実施したいと思います。」との答弁がありました。

次に、住環境課の予算についてであります。

委員より「市営住宅建設については、一部の地域が進んでおり、全体的な公平性が必要で

はないのか。」という質疑に対し、住環境課長から「合併後、立替計画を作成し、老朽団地の集約編成を優先し進めております。まだまだ老朽化した住宅も多くあることから、今後は公有地の活用も含めて計画してまいります。」との答弁がありました。

また、別の委員から「市営住宅整備事業ストック改善の工事請負費などは、どのような工事なのか。」との質疑に、住環境課長から「ストック改善工事は、坊中南団地の水洗化を 42 戸、西古神団地の水洗化を 44 戸、それに西古神団地外壁、屋根の改修工事が 2 棟 4 戸です。それにエレベーター改修が、新小里団地と池尻団地となっております。」との答弁がありました。

次に、農業委員会の予算についてであります。

委員より「農業者年金の加入状況はどのようになっているのか。」との質疑に、農業委員会事務局長から「新制度での加入状況は、現在 60 名の方が加入しております。」との答弁がありました。

次に、農政課の予算であります。

委員より「阿蘇地域世界農業遺産の市町村ごとの負担の割合はどのようになっているのか。」との質疑に対し、農政課長から「基本的には県が 2 分の 1、市町村が 2 分の 1 を負担し、総額が 26 年度で 877 万 4,000 円で運営を行っている。阿蘇市は均等割りと事業割りで総額は 120 万 5,000 円となっております。」との答弁がありました。

また、別の委員から「多面的機能支払交付金事業の内容は。」との質疑に、農政課長から「旧農地水の事業であり、法整備により単価が増額されたことと、昨年度より草原にも取組むということで、総額が約 4 億円となっております。それぞれ事業の取組む内容はほとんど変わってなく、地域の活動組織による共同作業を行う部分と、土地改良が長寿命化のための施設修繕等を行う部分となっております。」との答弁がありました。

次に、観光まちづくり課の予算についてであります。

委員より「狩尾の展望所、測量設計については、どのように考えているのか。」との質疑に、観光まちづくり課長から「イメージとしては、狩尾幹線にかからないところで駐車スペースを設け、幹線道路とミルクロードに各 1 ヶ所、出入り口が必要と思っております。」との答弁でした。

また、別の委員から「東阿蘇観光開発株式会社に関する損失補償契約保証金についての説明を。」求められ、観光まちづくり課長から「東阿蘇観光開発株式会社については、平成 16 年にロープウェイワイヤーの傷みが激しく、国交省からの指摘により改修をしております。その改修費用と、以前から借入金合わせて、新たに 3 億 3,000 万円の借入れを行っております。平成 22 年のモーター故障以来、休止しております。ロープウェイは、昭和 38 年に当時の九州産交が整備し 50 年以上経過した施設であるため老朽化が激しく、再稼働が非常に難しい状況です。平成 20 年から平成 37 年まで、概ね 2,300 万円を返済するようになっており、現在 2 億円程度、まだ残っている状況です。」との答弁がありました。

以上のような審議を経て、本案は原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

次に、議案第 34 号「平成 27 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について」でありま

す。

委員より「スキー場の草原公園保証料 310 万円が計上されているが、他のイベント等で使用料を払えば利用できるのか。」との質疑に対し、観光まちづくり課長より「イベントの内容次第ですが、利用できると思います。」との答弁がありました。

また、別の委員から「ユースホステルについては、老朽化が進んでいるが、今後どのように考えているのか。」との質疑に対し、観光まちづくり課長より「現在管理を行っている方に、購入していただく話を行いました。高齢でもあり難しいようでありました。将来的には、廃止の方向で進むのかなと思います。」との答弁がありました。

以上のような審議を経て、本案は他に質疑・意見もなく、原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

次に、議案第 35 号「平成 27 年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について」であります。

委員より「公債費の財源で、2 億 2,896 万 6,000 円が一般会計からの繰入れと思われるが、交付税に算入されているのか。」との質疑があり、住環境課長から「繰入金の一部が交付税に算入されております。」との答弁がありました。

以上のような審議を経て、本案は原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

次に、議案第 43 号「平成 27 年度阿蘇市土地改良事業特別会計予算について」であります。

本案は、特に質疑・意見もなく原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

次に、議案第 44 号「平成 27 年度阿蘇市水道事業会計予算について」であります。

委員より「有収水率についてはどの程度なのか。その原因は何が考えられるのか。」との質疑に対し、水道課長より「平成 25 年度の上水道で 80.8%、簡易水道で 68.4%、平均では 78.3%となっております。原因は、老朽管の漏水とされます。」との答弁でした。

本案は、他に質疑・意見もなく、原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

以上が、経済建設常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、経済建設常任委員会と致しましては、閉会中の審査・調査の申し出をすることと決定致しましたのでご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

**○議長（藏原博敏君）** 以上で、経済建設常任委員長の報告は終わりました。

これより、経済建設常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藏原博敏君）** 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 33 号「平成 27 年度阿蘇市一般会計予算について」を除き、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藏原博敏君）** 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 33 号を除く他の案件について採決を致します。



まず、議案第 22 号「阿蘇市特別会計設置条例の一部改正について」採決を致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

よって議案第 22 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 23 号「阿蘇市森林のトレイ製作工場条例の廃止について」採決を致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

よって議案第 23 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 24 号「阿蘇市草原情報館の設置及び管理に関する条例の制定について」採決を致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

よって議案第 24 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 25 号「阿蘇市下水道条例の一部改正について」採決を致します。

議案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

よって議案第 25 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 30 号「公有財産（原野）の旧慣使用の変更について」採決を致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

よって議案第 30 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 31 号「公有財産（原野）の旧慣使用の変更について」採決を致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

よって議案第 31 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 32 号「団体営土地改良事業（小倉地区）の施行について」を採決致します。  
本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

よって議案第 32 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 34 号「平成 27 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について」採決を致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

よって議案第 34 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 35 号「平成 27 年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について」採決を致します。

本案に対する報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって議案第 35 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 43 号「平成 27 年度阿蘇市土地改良事業特別会計予算について」を採決致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

よって議案第 43 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 44 号「平成 27 年度阿蘇市水道事業会計予算について」採決を致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

よって議案第 44 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

以上で、議案第 33 号「平成 27 年度阿蘇市一般会計予算について」を除く案件について、討論・採決が終わりました。

これより、議案第 33 号について討論を行います。

討論はありませんか。

3番、岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） 3番、岩下礼治です。

この議案については、反対を表明致します。

その理由としては、医療センターや健康保険税等、不明瞭な点が多い中、関連予算としての本体部分であるからです。

私は、歳出予算についても削減ができそうな案件がありまして、今後指摘したいと思っております。ご理解いただきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これより、議案第33号について採決を致します。

この議案の採決は、起立によって行います。

本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は、可決であります。

本案は、各常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔「起立多数」〕

○議長（藏原博敏君） はい、起立多数です。

従って、議案第33号は各常任委員長の報告のとおり可決されました。

この後、追加議案がございますので、資料配布をさせていただきます。

お諮り致します。

ただ今、市長より議案1件、人事案件2件が提出されました。

また、文教厚生常任委員会より発委第1号が提出されました。

この際、これを日程に追加して議題にしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第46号、同意第2号、同意第3号、及び発委第1号を日程に追加し、議題とする事に決定致しました。

お諮り致します。

ただ今、日程に追加し議題とすることに決定致しました案件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

従って、追加で付議されました事件につきましては、委員会の付託を省略することに決定致しました。

## 追加日程第1 提案理由の説明

○議長（藏原博敏君） 追加日程第1、市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） それでは早速、平成27年第3回阿蘇市議会定例会、提案理由の説明をさせていただきます。本日、追加提案でございます。

議案第46号「平成26年度阿蘇市一般会計補正予算について」

本予算は第9号補正であります。

阿蘇火山活動降灰地域園芸対策緊急支援事業について、県の補助金が増額されたことに加え、本市が阿蘇郡市内の代表窓口となって取組むようになったことから、歳入では町村負担金、及び県補助金を計上し、歳出ではビニールハウスや農作物等に付着した火山灰を除去するための機器導入にかかる補助金を計上しております。

この結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ757万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額を181億6,635万9,000円と致しました。

同意第2号「副市長の選任について」

本件は、副市長の任期満了、平成27年3月31日に伴い副市長を選任したいので、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

同意第3号「教育長の任命について」

本件は、地方教育行政の組織、及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、新たな教育委員会制度のもと教育長を任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

以上、議案等3件、予算1件、その他2件を本日追加上程致しましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

## 追加日程第2 議案第46号 平成26年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 追加日程第2、議案第46号「平成26年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題と致します。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） ただ今議題とさせていただきました、別冊1になります。

議案第46号、平成26年度阿蘇市一般会計補正予算（第9号）についてご説明を致します。

1ページをお願い致します。

第1条になりますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ757万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ181億6,635万9,000円と致しております。

3ページをお願い致します。

今回の事業につきましては、平成27年度に繰越して執行するため、繰越限度額として2,320万2,000円を計上致しております。

5ページをお願い致します。

歳入になりますが、款 12 分担金及び負担金、項 2 負担金、目 4 農林水産業費負担金につきましては、降灰対策支援事業で、阿蘇市が阿蘇郡市の代表窓口になったことに伴いまして、各町村の負担金として計上致しております。

また、款 15 県支出金、項 2 県補助金、目 4 農林水産業費県補助金につきましては、本定例会に補正予算第 8 号で計上させていただきましたが、今回、県補助金が増額されたことから 1,160 万 1,000 円として計上致しております。

6 ページをお願い致します。

歳出になりますが、款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 3 農業振興費の阿蘇火山活動降灰地域園芸対策緊急支援事業費補助金につきましては、歳入と関連致しまして、事業費などの増加に伴い 687 万円増額の 2,320 万 2,000 円として計上致しております。

以上、議案第 46 号、阿蘇市一般会計補正予算（第 9 号）につきまして、ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（藏原博敏君） これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

15 番、古澤國義君。

○15 番（古澤國義君） ただ今の、火山の補助金の内約についてお尋ね致します。

今、農政の方と農協の方で、その補助の中味について注文とか希望を取っておりますけども、中味そのものが利用するには不可解というか、要するに 4 人共同ということになっておる、共同に致しますと基本的に今日みたいに一齐にヨナが降ったときに、共同利用をして次から次と順番ができるのかと。どうもこの補助金は、内約が仕事分担がおかしいからもうちょっと検討していただくふうに。補助金そのものは、検討せんでいいと思いますけども、中身についてもうちょっと検討していただかんと、非常に農家の皆さんも申し込まないと引き合はんけん、申し込むのはしないとしょうがないというようなかんたんで、ただノズルでハウスの屋根を洗うとか、キャベツがあつたら畑の中を、タンクは補助がありますけど、タンクについてもそれは共同ですよと。ノズルの、この鉄砲のノズルについても共同ですよというところがございますので、もう少し中味を農政の方でも、中味をもっと検討よく、こういう事業は吉四六さんみたいな事業で 20 年前と全く変わらない。そういうことでございますか。いかがでございますか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） それでは、質問にお答えします。

まず、今回の補助については、単県の事業ということで、県の基準に基づいてやっております。今、言われましたように、今回の場合は 3 戸以上の共同利用ということを経営条件にしております。

当初は、やはり古澤議員も言われましたとおり、集中した作業の中で共同というのは、到底難しいということで、十分私達もその分は見解をしておりましたので、要望として 3 名ですけども、それぞれ 1 台買った部分で共同で使うという名目の中で要望を出してみたいということで、当初は要望が 7,400 万円程度ありました、事業費ベースで。

ところが、県の予算の事業ベースは3,000万円ということで、県もどうしても予算上無理ということで地元におろしまして、やはりこの事業は共同での導入ということでございましたので、農家の皆さんに理解をいただきながら、その中で調整をいただきまして今回の事業費となったものでございます。

十分その部分は分かりますけども、どうしても単県の事業に基づいてやっておりますもんですから、これに従って今現在やっておるところでございます。

○議長（藏原博敏君） 古澤國義君。

○15番（古澤國義君） 分かりました。共同利用ということでございますけども、共同利用ですが緊急には間に合わないということで、順番制もあるということで、私が考えてもおかしい、農家の方が考えてもおかしいというような補助事業でございますので、もう少し煮詰めてこれから先もやっていただきたい。そういう要望でございます。

終わります。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

7番、市原正君。

○7番（市原 正君） 7番、市原でございます。

この事業は、27年度の繰越しというような話でございますが、実際に今、申し込みもあつてるのか、或いはいつまで申し込みを受け付けるのか、そういったことについて質問をしたいと思えます。

それから、今ありましたが、3戸という規約がありますけれども、農政課長の答弁で書類上というような話もありましたけども、それでいいのか、そのへんも含めて答弁を求めます。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） それでは、まず、今の具体的な事務の流れですけど、要はやっぱり2月の半ばにこの事業が出てきまして、急遽1週間で事業費を上げろということで、緊急でばたばたやった経緯がございます。そういった関係で、繰越しということで予想されるということで今回あげさせていただきました。

実情は、農家の方々には、もう既に内示は済んでおります。

今日、予算付けで承認をいただければ、今日、正式に予算付けできましたので、今日から即、県の方に補助金申請を出して地元の説明をしながら納品をしていただいで支払をすることということでございます。

スムーズにいけば、もしかすると3月いっぱい導入と支払まで終わるかもしれませんが、やはり、なにしろ後でばたばた出てきた事業なもんですから、遅れる部分もあるということですが、最終的に言いましたように、急いで農家の方々に購入をしていただいで、即使えるようなかたちでやっていきたいというふうに思えます。

それから、先ほどの3名の部分ですが、やはり私達は事業に基づいてやりますので、あくまでも共同の部分で使うという趣旨のもと申請をしておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番(市原 正君) 2月の申し込みということですが、今後、追加申込み等については、農政課の方はどういうふうにご考えておられますか。

○議長(藏原博敏君) 農政課長。

○農政課長(本山英二君) 今回は、緊急的な対策ということで県が打ち出した事業でございます。それについても、先ほど言いましたように、多くの要望がありましたけど予算枠があるものですから減らさしたということで、私達もやはり意向が強いものですから、県の方には要望を出しております。新たに27年度、継続で出していただければということで強く言っていますが、県としては今の時点では何も言えないということでございます。今後の降灰の状況を見ながらやっていきたいということで返事はいただいておりますので、これからも強く要望していきたいと思っております。

○議長(藏原博敏君) 審議中ですが、お諮りを致します。

12時を経過しようとしております。このまま続行して審議したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(藏原博敏君) それでは、審議を続行致します。

他に質疑ありませんか。

河崎徳雄君。

○9番(河崎徳雄君) 議案46号については、大賛成でございます。

しかし、農家あたりに要望もします。農家から、農家の立場で言えば、今、お二方から意見が出たとおり非常に使い勝手の悪いものだと思いますけれども、こういう公金を使います。部会なり、農協なりに運転規約なるものを是非つけていただくように、農協あたりにも指導していただきたいと思っております。

それと申しますのも、世の中、人間、農家の方々に失礼ですけれども、のど元すぎればすぐ忘れてしまうわけですね。そういうことで、20年前の経験からすれば、こういう機材も導入いたしましたけれども、どこに行ったかわからんとですよ。もう本当に誰が持つとるやら、どこに行ったやら、廃品業者にやったと、こういう公金を使いますので、農協あたり部会あたりにも、強く運用規定あたりも設けていただくように、強く要望していただきたいと思っております。

○議長(藏原博敏君) 他にありませんか。

他にないようですので、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(藏原博敏君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第46号を採決致します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。  
従って、本案は原案のとおり可決されました。

### 追加日程第3 同意第2号 副市長の選任について

○議長（藏原博敏君） 追加日程第3、同意第2号「副市長の選任について」を議題と致します。

副市長より、退席の申し出がっておりますので、これを許したいと思います。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君） ただ今議題としていただきました、同意第2号「副市長の選任について」ご説明申し上げます。

本件は、副市長の任期満了に伴い、新たに副市長を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

選任したい方は、現副市長の宮川清喜氏でございます。経歴については2ページの方に記載してございます。

ご審議方、宜しくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 基本的に同意致します。賛成を致します。

しかし、宮川副市長は、まもなく最高裁の判決も出ますけれども、処分委員長でもございます。

それと、我々が選挙中にも市民の方々から多く聞きましたけれども、業者指名委員長ですか、もしていますね、そうなってます。住民からも、我々議会も、もうちょっとしっかりしろというような意見も出ておりますので、宮川副市長におかれましては、そういう要職も兼ねられますので、是非、住民から批判、不満のないような執行を是非お願いを致します。

○議長（藏原博敏君） 他に質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他にないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより同意第2号について、採決を致します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議ないものと認めます。



同意第 2 号「副市長の選任について」同意を求める件は、これに同意することに決定致しました。

副市長、ご入室をお願い致します。

ただ今、副市長に選任されました宮川清喜氏が、議場におられます。

選任に同意されました宮川清喜氏に、ご挨拶をいただきたいと思います。

宮川副市長、どうぞ。

○副市長（宮川清喜君） ご承認いただけたそうで有難うございます。まず、感謝致します。

ただ、県の職員の時、非常に大病をしまして、その後遺症的だろうと思っておりますが、原因はわかりませんが、年に 1 回くらい高熱が出るとですよ。それで、河崎議員のつが聞こえておりました。感謝しとつとです。どうぞご協力を宜しくお願いしておくと、今日は本当に有難うございました。

○議長（藏原博敏君） どうも有り難うございました。

ご活躍をお祈り致します。

#### 追加日程第 4 同意第 3 号 教育長の任命について

○議長（藏原博敏君） 追加日程 4、同意第 3 号「教育長の任命について」を議題と致します。

教育長より、退席の申し出がっておりますので、これを許したいと思います。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君） ただ今議題としていただきました、同意第 3 号「教育長の任命について」ご説明申し上げます。

中央教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、新たな教育委員会制度のもとで教育長を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、規則第 3 条及び同法による改正後の中央教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

新たに任命したい教育長は、現教育長の阿南誠一郎氏でございます。経歴については 4 ページに書いてあるとおりでございます。

教育長の任期は、3 年となっております。

ご審議方、宜しくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより同意第3号について、採決を致します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議ないものと認めます。

同意第3号「教育長の任命について」同意を求める件は、これに同意することに決定致しました。

教育長の入室をお願いします。

ただ今、教育長に任命されました阿南誠一郎氏が、議場におられます。

任命に同意されました阿南誠一郎氏に、一言ご挨拶をいただきたいと思います。

阿南教育長、どうぞ。

○教育長（阿南誠一郎君） この度は、阿蘇市教育長への任命にご同意をいただきまして、本当に有難うございました。感謝申し上げます。

私は、3年間阿蘇市の教育に携わってきました。子どもたちには、様々な体験活動を通して、この雄大な阿蘇で育ったことに自信と誇りを持って、そして逞しく生きていきたいという願いで、各学校で様々な教育活動に取り組ませていただきました。

また、その基盤となります確かな学力の向上につきましては、昨年からは土曜授業を始めました。

また、昨年9月には、新しい教育機器であります電子黒板も配置をさせていただきまして、子どもたちも先生たちも新しい教育機器を使った授業を大変楽しみにしております。その効果も少しずつ出ておりますが、今後、更にこの内容を充実させて子どもたちのために頑張っていきたいと思います。

今回、新しくなります教育長の職は教育委員長の職も兼ねておりまして、責任の重さも痛感しているところでございますが、新たな気持ちで、また子どもたちのため、或いは阿蘇市の教育のために頑張っていきたいというふうに思いますので、どうぞ議員の皆様方のご指導、ご支援を宜しくお願い致します。本当に有難うございました。

○議長（藏原博敏君） 有難うございました。

教育行政発展のために、ご活躍を願っております。

#### 追加日程第5 発委第1号 「手話言語法」制定を求める意見書（案）について

○議長（藏原博敏君） 追加日程第5、発委第1号「手話言語法」制定を求める意見書（案）を議題と致します。

議案の朗読を省略して、提出者より提案理由の説明を求めます。

文教厚生常任委員長、古澤國義君。

○文教厚生常任委員長（古澤國義君） 発委第1号。

それでは、発委第1号提出者の提案理由の説明を行います。

提案理由としましては、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こ

えない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備が必要であります。

よって国に対して、手話言語法を制定するよう求める本意見書を提出するものであります。議員各位におかれましては、本趣旨にご賛同いただきますようお願い致します。

提案理由と致します。

○議長（藏原博敏君） 委員長の、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、発委第1号について採決を致します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

従って発委第1号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了致しました。

これをもって、本日の会議を散会致します。

皆さん、お疲れでございました。

なおこの後、午後1時から全員協議会を開催しますので、ご出席の程、宜しくお願い致します。1時から全員協議会を開きます。

午後0時15分 散会